

町田市図書指導員制度の抜本的改革を求める請願

【請願主旨】

1999年に市内6校をモデル校として始まった「図書指導員一有償ボランティア制度」は、数多くの課題をはらんだまま、ほとんど検証されることもなく、すでに15年以上が経過しました。この間、2014年の学校図書館法改正（学校司書配置の努力義務）や、他の自治体における学校司書配置の増加、また文部科学省における「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」開催など、学校図書館に向ける社会の動きは大きく変化し、学校図書館と学校司書の重要性が認知されてきました。しかし町田市は、なんらの改善もしないまま現行制度を継続しています。そのみか、今年度途中から突如、資格の有無によって謝礼に差をつけるという理解しがたい措置が強行されました。

このような措置が安易になされた背景には、有償ボランティアという制度そのものに問題があるからです。つまり、現行の図書指導員が正式契約に基づく「仕事」としての位置付けを欠いたまま、学校教育の中心である学校図書館を実質的に任されてきたという問題です。これは、改正学校図書館法の主旨に完全に反するものです。当会はすでに2011年に、「町田市のすべての公立小中学校図書館に学校司書を配置することを求める請願」を提出し採択されています。しかし国の法改正を経てもなお、未だに町田市は学校司書を公募で配置しようとはしていません。有資格者を優遇したいのであれば、先ずは教育委員会の責任のもと有資格者を広く募り、相応の処遇で配置することが先決です。これからますます重要となる学校図書館には、教員とも緊密な協力連携をとることができる学校司書の存在が欠かせません。改正学校図書館法第六条には「…学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため…」と学校司書の仕事が明記されています。これは明確な位置づけのない現行制度のもとの図書指導員に任せていいことではなく、明らかに専任・専門の学校司書に委ねられるべき仕事です。

町田で生まれ育つ子どもたちが、豊かで楽しい学校図書館を十分に体験しないまま小中学校を卒業していくのを、私たちは見過ごしにはできません。自分の頭で考え判断し行動できる、自立した子どもたちを育てていくためには、高い資質と意欲を持った「専任・専門の学校司書」が教員との連携のもと、子どもたちの読書の広がりを支え、あらゆる教科での学校図書館活用を積極的に推し進める必要があります。ぜひとも町田市でも、すべての公立小中学校図書館に専任・専門の学校司書の配置をすみやかに実施して下さい。町田の子どもたちの輝く未来を願って、ここに請願します。

【請願項目】

1. すべての小中学校に専任・専門の学校司書を公募で配置すること。
2. 1を達成するため、ただちに制度設計を行い、実施に取り組むこと。